

通達甲（副監．総．企．管）第16号

平成2年12月11日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官
各 殿
所 属 長

副 総 監

警視庁リフレッシュ休暇制度実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁リフレッシュ休暇制度実施要綱を制定し、平成3年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

職員が、夏季、冬季又は永年勤続表彰受賞時等において、計画的に一定期間の連続休暇を実施することにより、心身のリフレッシュとゆとりある生活の実現を図り、もって士気の高揚と組織の活性化に資するものである。

2 制定の要点

- (1) 従来実施してきた夏季休暇のほか、新たに冬季休暇、永年勤続休暇、記念日休暇及び受賞休暇を設け、制度化した。
- (2) 所属長は、職員がリフレッシュ休暇の実施を申し出た場合は、優先して承認することとした。

3 経過措置

この要綱の実施前において、既に30年勤続又は40年勤続による永年勤続表彰を受賞している職員については、次により所属の実情に応じて計画的に実施するものとする。

- (1) 30年永年勤続表彰受賞者は、この要綱実施日から3年以内
- (2) 40年永年勤続表彰受賞者は、随時

別添

警視庁リフレッシュ休暇制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、リフレッシュ休暇（以下「休暇」という。）の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 休暇の性格

この要綱に定める休暇は、職員（警察官、警察行政職員及び会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の年次有給休暇（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東

京都条例第15号)第14条(会計年度任用職員にあつては、警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号。以下「会計年度任用職員休暇規程」という。)第10条)に規定する年次有給休暇をいう。)の範囲内において実施するものとする。

第3 休暇の種類等

休暇の種類、対象職員、日数及び実施時期は、次表のとおりとする。

種類	対象職員	日数	実施時期	備考
夏季休暇	職員全員	7日	原則として 6月～10月	夏季の期間の休暇には、夏季休暇のほかに、警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第17号。以下「休日休暇規程」という。)第20条(会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員休暇規程第22条)に規定する夏季特別休暇がある。
冬季休暇	職員全員	3日	12月～3月	
プラスワン 休暇	職員全員	制限なし	年間を通じて職員の希望する時期	1日を単位として週休日、休日等と組み合わせて実施する休暇をいう。
ひと呼休	職員全員	制限なし	年間を通じて職員の希望する時期	理由を申告せず、1時間を単位として2時間以内で実施する休暇をいう。
記念日休暇	職員全員	5日	記念日の前後おおむね1週間以内	
永年勤続 休暇	1 10年 勤続者	3日	勤続年数が10年に達した日の翌日から1年以内	
	2 15年 勤続者	〃	勤続年数が15年に達した日の翌日から1年以内	勤続15年に達する職員には、永年勤続休暇のほかに、休日休暇規程第20条の2に規定する長期勤続休暇がある。
	3 20年 永年勤続 表彰受賞 者	5日	表彰を受けた日の翌日から1年以内	
	4 25年	〃	勤続年数が	勤続25年に達する職員に

	勤続者		25年に達した日の翌日から1年以内	は、永年勤続休暇のほかに、休日休暇規程第20条の2に規定する長期勤続休暇がある。
	5 30年 永年勤続 表彰受賞 者	10日	表彰を受けた日の翌日から1年以内	
	6 35年 勤続者	〃	勤続年数が35年に達した日の翌日から1年以内	
	7 40年 勤続者	〃	勤続年数が40年に達した日の翌日から1年以内	
受賞休暇	1 警視総 監特別賞 受賞者	3日	表彰を受けた日の翌日から3か月以内	
	2 優秀職 員表彰受 賞者	〃	〃	
	3 事件功 労による 総監賞誉 1級以上 受賞者	〃	〃	
	4 全国優 秀・優良職 員表彰受 賞者	〃	〃	
	5 都民の 警察官表 彰受章者	〃	〃	
駐在所勤務員 功労休暇	駐在所勤 務員として 2年以上経 過した者	10日	対象職員の 希望する時期	

第4 休暇の実施要領

職員は、休暇を実施しようとする場合は、次の事項に配慮し、休日休暇規程第24条

(会計年度任用職員にあっては、会計年度任用職員休暇規程第29条)の規定による申請を行うものとする。

- 1 夏季休暇及び冬季休暇は、連続又は分割して実施することができる。
- 2 記念日休暇は、拝命(採用)の日、職員又は家族の誕生日、結婚記念日、子供の入学式その他自己にとって記念となる日の中から選択し、連続又は分割して実施することができる。
- 3 永年勤続休暇及び受賞休暇は、原則として連続して実施するものとする。
- 4 駐在所勤務員功労休暇は、駐在所に勤務している期間に限り、連続又は分割して毎年実施することができる。
- 5 休暇は、週休日、休日、夏季特別休暇、長期勤続休暇等と併せて実施することができる。
- 6 10年勤続者、15年勤続者、25年勤続者、35年勤続者及び40年勤続者の勤続期間の計算は、警視庁職員として採用された日から起算し、それぞれの勤続年数に達する日の前日までとするほか、次によるものとする。
 - (1) 休職、停職、普通休養(警視庁警察職員結核休養者処遇規程を廃止する規程(平成25年12月26日訓令甲第33号)による廃止前の警視庁警察職員結核休養者処遇規程(昭和38年12月27日訓令甲第33号)第3条第1項に規定する普通休養をいう。)及び特別休養(同項に規定する特別休養をいう。)の期間は除く。
 - (2) 当庁から他の警察機関等に出向し、再び当庁で勤務した者については、その出向期間を通算する。
 - (3) 鉄道公安職員から当庁の職員となった者又は他の警察機関等から当庁へ出向した者については、当庁の職員となる前の在職期間を通算する。
 - (4) 前(1)から(3)以外の期間の計算については、個々に審査の上、総務部長(企画課企画管理係経由)が決定する。
- 7 永年勤続休暇欄中の3及び5並びに受賞休暇欄中の2及び3については、警視庁警察表彰取扱規程(昭和29年12月22日訓令甲第23号)に定める表彰受賞者をいう。
- 8 受賞休暇欄中の1については、警視総監特別賞取扱要綱(昭和50年12月1日通達甲(副監. 警. 人1. 表)第7号)に定める表彰受賞者をいう。
- 9 受賞休暇欄中の4については、全国警察職員定例表彰制度要綱(平成10年8月14日警察庁乙官発第20号)に定める表彰受賞者をいう。
- 10 受賞休暇欄中の5については、産経新聞社が行う都民の警察官表彰受章者をいう。

第5 所属長の措置

- 1 所属長は、職員から休暇の申請があった場合は、業務上特に支障があるときを除き、これを優先的に承認するものとする。
- 2 所属長は、職員の休暇の実施に当たっては、不公平感が生じないよう適切な業務管理に配慮するものとする。